

常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市信用保証協会（以下「協会」という。）の常勤役員（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員報酬の額は、次表のとおりとし、賞与は支給しない。この場合において、川崎市を退職後役員に就任した者の報酬の額は、川崎市と協議の上、理事会が決定する。

役職名	報酬
会長	月額 850,000円
専務理事	月額 650,000円
常務理事	月額 630,000円
理事	月額 550,000円
監事	月額 500,000円

2 前項の規定にかかわらず、協会職員である者が就業規則第35条に定める日以前に役員に就任した場合、その者が満60歳に達する日の属する年度末までは、給与規則を適用する。

3 前項の者には、給与規則第3条で定める「給料表」の7級最上号級を給する。

(通勤手当)

第3条 役員通勤手当は、職員の例による。

(報酬等の支給日)

第4条 役員報酬及び通勤手当は、毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日）に当たるときは、その前日に支給する。

(報酬等の口座振替)

第5条 報酬等は、口座振替の方法により支払うものとする。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成14年7月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 平成13年7月1日付「常勤役員報酬に関する規程」は廃止する。

附 則（平成17年8月11日 17規程第30号）

1 この規程改正は、平成17年9月1日から施行する。

- 2 第2条の規定は3年間、次の表の報酬を適用する。

役職名	報酬
会長	月額 700,000 円
副会長	月額 650,000 円
専務理事	月額 600,000 円
常務理事	月額 605,000 円
理事	月額 527,000 円
監事	月額 478,000 円

附則（平成20年8月28日 20規程第169号）

- 1 この規程改正は、平成20年9月1日から施行する。
2 第2条第1項の規定は3年間、次表の報酬を適用する。

役職名	報酬
会長	月額 650,000 円
副会長	月額 600,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 580,000 円
理事	月額 510,000 円
監事	月額 454,000 円

附則（平成23年8月30日 23規程第33号）

- 1 この規程改正は、平成23年9月1日から施行する。
2 第2条第1項の規定は平成24年3月まで、次表の報酬を適用する。

役職名	報酬
会長	月額 650,000 円
副会長	月額 600,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 580,000 円
理事	月額 510,000 円
監事	月額 454,000 円

附則（平成24年3月28日 24規程第14号）

- 1 この規程改正は、平成24年4月1日から施行する。
2 第2条第1項の規定は3年間、次表の報酬を適用する。

役職名	報酬
会長	月額 650,000 円
副会長	月額 600,000 円
専務理事	月額 580,000 円

常務理事	月額 560,000 円
理事	月額 510,000 円
監事	月額 454,000 円

附 則 （平成 25 年 3 月 29 日 24 規程第 54 号）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 26 年 4 月 7 日 26 規程第 33 号）

この改正規程は、平成 26 年 4 月 7 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 27 年 3 月 31 日 27 規程第 5 号）

- 1 この規程改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 560,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円

附 則 （平成 30 年 3 月 27 日 30 規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条第 1 項の規定は 3 年間、次表の報酬の額を適用する。

役 職 名	報 酬
会 長	月額 650,000 円
専務理事	月額 580,000 円
常務理事	月額 560,000 円
理 事	月額 510,000 円
監 事	月額 454,000 円